

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	薬務衛生課	検索番号	2-6
法令名	毒物及び劇物取締法	根拠条項	6の2-1		
許認可等	特定毒物研究者の許可				
(根拠規定) 特定毒物研究者の許可に当たっては、特定毒物研究者の資格を満たす者でなければならない。また、研究施設についても、基準を満たす者でなければならない。					
(許認可等の基準) ○毒物及び劇物取締法 <p style="text-align: right;">(昭和二十五年十二月二十八日) (法律第三百三号)</p> <p>(特定毒物研究者の許可)</p> 第六条の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その主たる研究所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。 2 都道府県知事は、毒物に関し相当の知識を持ち、かつ、学術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。 3 都道府県知事は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。 一 心身の障害により特定毒物研究者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者 三 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 四 第十九条第四項の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して二年を経過していない者					
(審査基準) 愛媛県毒物劇物販売業等の審査基準及び指導基準 (平成17年3月23日付け16薬第2126号保健福祉部長通知)					
○特定毒物研究者の許可審査基準 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第6条の2第1項の規定により知事が与える特定毒物研究者の許可は、本基準によるものとする。					
1 資格要件 (1) 大学(旧制大学、旧制専門学校を含む。)において、薬学、医学、化学その他毒物及び劇物に関係のある学科を専攻修了したものであって、職務上特定毒物の研究を必要とするもの。 (2) 農業試験場等において農業関係で使用される特定毒物の効力、薬害、残効性、使用方法等比較的高度の科学的知識を必要としない事項のみにつき研究を必要とする場合には、					

(様式 1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

農業上必要な毒物及び劇物に関し毒物劇物事業管理人と同等以上の知識を有すると認められること。

2 その他要件

- (1) 前記 1 の (2) に該当する場合には、当該研究施設で農業関係の特定毒物の効力、薬害又は残効性等の研究のみに従事し、これ以外の特定毒物の研究には従事しない旨の誓約書を提出すること。
- (2) 同一の研究施設より同一の研究事項に関し 2 人以上許可申請がある場合には、戸区別の事情がない限り、主任研究者について許可を受けること。
- (3) 教育機関の附属農園等において特定毒物の研究を行う場合は、特定毒物研究者の許可を受けることを要求するが、単に教育の必要上、教材として特定毒物を所持使用する場合は、特定毒物研究者の許可を受ける必要はない。ただし、この場合でも、その取扱いについては毒物劇物事業管理人と同程度以上の知識経験を有する者に行わせること。また、特定毒物の所持使用等により事故を生ずることのないよう十分留意すること。
なお、教育機関の附属農園等において教材以外の目的に特定毒物を使用する場合は、その使用、取扱い等については、通常の場合と同様の取締りを受ける。
- (4) 特定毒物研究者許可申請書の記載事項中「特定毒物を必要とする研究事項」並びに履歴書に記載される職歴中現在の職業の内容については特に詳細に記載すること。

(添付書類)

履歴書及び資格を証する書面の写し
設備の概要図
医師の証明書
誓約書